

外国免許を日本の免許に切り替える人

【必要な手続き】

- 1 必要な書類の確認 (説明を聞きます)
- 2 必要な書類の点検 (面接を受けます)
- 3 適性検査 (目の検査・体の検査)
- 4 知識の確認 (10問の交通規則の確認)
- 5 実技の確認 (コースの中で車(バイク)を運転します)
- 6 免許証の交付 (免許証を受け取る)

※ 2~6 の手続きは
予約が必要です。

【手続きができる人】

- ① 国の免許を取った後に国に3ヶ月以上居た人
 - ② 国の免許証を正しい方法で取った人
- ※ ①と②に当てはまらない人は手続きはできません。

【手続きの説明】

1 必要な書類の確認

受付の時間

水曜日の 8:30~9:30 です。

持ち物

- 住民票 (世帯の一部)

国籍が書いてある住民票

- 国の免許証

- 国の免許証の翻訳文

翻訳できる場所が決まっています。

免許を作った国の行政庁

免許を作った国の領事機関(大使館)

日本自動車連盟(JAF)

(株)ジップラス

- パスポート

- 在留カード

内容

手続きの説明をします。

次の必要な書類の点検の予約をします。

【特別な持ち物】

- ・ 中国
基本信息・身分証明書
- ・ フィリピン
おふいしやるれシート

2 必要な書類の点検

受付の時間

午前 8 : 30 ~ 9 : 00 午後 1 : 00 ~ 1 : 20

持ち物

「1 必要な書類の確認」と同じです。

忘れ物があると点検はできません。

内容

面接をします。国の免許の取り方を聞きます。

必要な書類の点検に合格したら受験票を作ります。

次の知識の確認の予約をします。

お願い

日本語が話せない人は通訳する人と一緒に来てください。

理由は免許の取り方を詳しく聞くからです。

面接ができない人はまた別の日に予約をします。

点検の結果で証明書が必要になるかもしれません。

証明書は翻訳文が必要です。

点検の結果で手続きができないかもしれません。

3 適性検査 (目の検査・体の検査)

必要な人は眼鏡を持ってきてください。

体が動かない人・体の一部がない人は教えてください。

4 知識の確認

手数料が必要です。

自動車を運転するための交通規則の確認をします。

問題は10問あります。7問正解で合格です。

言葉が選べます。

英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・タガログ語

ロシア語・韓国語・ペルシャ語・タイ語・ベトナム語

5 実技の確認

手数料が必要です。

自動車の運転の実技を確認します。

コースの中で車(バイク)を運転します。

全部で100点です。70点以上で合格です。

6 免許証の交付

手数料が必要です。

日本の免許証を作ります。その日に免許証を受け取れます。

しつもん でんわ
質問は 電話を してください。

とうぶ うんてん めんきよ せんたー 055-921-2000
ぬまづし あしたか あぎおのうえ
(沼津市 足高 字尾上241-10)

ちゅうぶ うんてん めんきよ せんたー 054-272-2221
しずおかし あおいく よいち
(静岡市 葵区 与一6-16-1)

せいぶ うんてん めんきよ せんたー 053-587-2000
はまつし きたく こまつ
(浜松市 北区 小松3220)